

第三百二十二回 参議院 地方行政委員会 會議録第八号

平成七年三月二十四日(金曜日) 午後一時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 岩本 久人君
理事 鎌田 要人君
岩崎 昭弥君
釘宮 馨君
有働 正治君

委員

石渡 清元君
鈴木 貞敏君
関根 則之君
服部三男雄君
真島 一男君
松浦 功君
上野 雄文君
篠崎 年子君
山口 哲夫君
渡辺 四郎君
小林 正君
続 訓弘君
浜四津敏子君
西川 深君

國務大臣

自治大臣 野中 広務君
(國家公安委員 会委員長)

政府委員

警察庁長官 國松 孝次君
警察庁刑事局長 垣見 隆君
自治大臣官房長 秋本 敏文君
自治省行政局公 務員部長 鈴木 正明君

自治省財政局長 遠藤 安彦君
自治省税務局長 佐野 徹治君
消防庁長官 滝 実君
常任委員会専門 員 佐藤 勝君

説明員

厚生省保険局医 療課長 下田 智久君
建設省都市局都 市計画課長 澤井 英一君

本日の會議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査
(地下鉄駅構内毒物使用多数殺人事件等に関する件)
○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付(關法第九二号))

○委員長(岩本久人君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方行政の改革に関する調査を議題とし、地下鉄駅構内毒物使用多数殺人事件等について報告を聴取いたします。野中國家公安委員委員長。

○國務大臣(野中広務君) 地下鉄駅構内毒物使用多数殺人事件及び品川区先路上における公証役場事務長被害の逮捕監禁事件捜査に伴うオウム真理教関係箇所に対する捜索の実施状況について御報告を申し上げます。

まず、地下鉄駅構内の毒物使用多数殺人事件について申し上げます。
去る三月二十日午前八時過ぎごろ、朝の通勤ラッシュ時間帯をねらい、営団地下鉄日比谷線、丸ノ内線、千代田線において、何者かが不審物を車両内に置き去ったことにより、車両及び築地駅等十六駅の構内にサリンと推定される有毒ガスが立

ち込め、乗客等多数が死傷するという事件が発生いたしました。

事件認知直後においては、警視庁レスキュー部隊を含む機動隊、交通整理班等約一万一千名を各現場に急行させ、負傷者の救助活動、避難誘導等の措置に当たるとともに、特別捜査本部を設置し、犯人検挙のため全力の捜査活動に当たつております。

また、警察庁では、同日、対策室を設置し、事態の把握に努めるとともに、公共交通機関等における警戒強化と再発防止に万全を期するよう、全国の都道府県警察に対して指示をしたところであります。

本事件は、朝のラッシュ時間帯をねらい、何の關係もない善良な市民を大量無差別に殺傷するという悪質きわまりない事件でありますところから、全国警察を挙げて犯人の早期検挙と再発防止のために全力を尽くしてまいり所存でありますので關係各位の御協力をお願いいたします。

次に、オウム真理教関係箇所に対する捜査状況について申し上げます。

去る二月二十八日午後四時二十分ごろ、品川区上大崎三丁目先路上において、公証役場事務長が複数の男に拉致され車でいざれかに連れ去られた事件について捜査を進めましたところ、本件はオウム真理教関係者による犯行と認められたことから、警視庁においては、三月二十二日の早朝より約二千五百名体制で、都内を初め静岡県、山梨県内のオウム真理教関係箇所合計二十五カ所を捜索し、各種薬品と思われる物件多数を押収しております。

また、残念ながら拉致された被害者の発見救出には至っておりませんが、捜索場所不法に監禁されていた他の被害者の救出を図るとともに、監禁していた犯人四名を逮捕したところであります。

す。

いづれにいたしましても、拉致された被害者の早期救出に努めるとともに、捜索によつて発見押収された大量の薬品と思われる物件が、どのような意図により保管されていたか等、その背景については現段階では判然としませんが、早急にその全容の解明を図るべく捜査に万全を期してまいり所存であります。

なお、本日前八時より、大阪府警において、三月十九日に発生しました大阪大学学生の拉致事件に關連して、オウム真理教の施設四方所を一斉捜索しております。

以上申し上げ、詳細は政府委員から説明をいたさせます。

○委員長(岩本久人君) 次に、補足説明を聴取いたします。警察庁垣見刑事局長。

○政府委員(垣見隆君) ただいま大臣から報告いたしましたことに補足をして説明させていただきます。

まず、地下鉄駅構内毒物使用多数殺人事件でございますが、同事件による被害の状況は、本日八時現在、死亡者十名、負傷者約三千七百名となっております。

現在までの捜査の状況であります。事件発生当日、警視庁築地警察署に約三百名体制の特別捜査本部を設置し、現場において発見・押収した遺留物の分析、目撃情報の入手等所要の捜査に全力を尽くしてまいり所存であります。

犯行に使用された有毒ガスにつきましては、現場に遺留されていた物件を回収するなどして、警視庁の科学捜査研究所及び警察庁の科学警察研究所において、それぞれ多角的に鑑定を実施しているところであります。現時点におきまして有機リン系物質であるいわゆるサリンである疑いが極めて強いという状況にあります。

また、現場で目撃された不審者につきましてもその特定に向け鋭意捜査を続行しているほか、乗客など多数の関係者から情報の入手等に努めておりますが、現時点におきましては犯人を特定するまでの有力な情報の入手には至っておりません。

先ほど大臣からの報告にもございましたように、本件は、有毒ガスを使用し、わずかの間に数千名の死傷者を出すという、これまでに例を見ない悪質、凶悪な犯行であり、国民の皆様方に多大の不安感を抱かせた事件でありますことから、一刻でも早く犯人を検挙して事案の全容を解明すべく、警察の総力を挙げて捜査に全力を尽くしてまいり所存でございます。

なお、昨年六月、長野県で発生いたしましたいわゆる松本サリン事件につきましては、その解明に向け捜査続行中でありますものの残念ながら犯人の検挙に至っておりませんが、この事件も今回の事件同様、犯行にサリンと思われる有毒ガスが使用され、多数の死傷者を出した悪質な事案でありますことから、薬品入手ルートの解明や動機、背景等に関し、聞き込みなど所要の捜査を推進し、早期解決に努めてまいり所存であります。

次に、オウム真理教関係箇所に対する捜索などの実施状況についてであります。

この事件は、その形態からして何らかのトラップに端を発するものと思料されたことから、警視庁において捜査本部を設置し、所要の捜査を行いましたところ、オウム真理教関係者が深くかわかり、かつ犯行に及んだものとの確証を得たことにより、三月二十二日早朝を期して、オウム真理教東京総本部を初め静岡及び山梨県内所在の関係箇所に対し捜索を実施したものであります。

その結果、被害者の発見救出には至っておりませんが、山梨県内のオウム真理教施設に不法に監禁されていた男女六名を救出するとともに、犯行にかかわった信者と見られる男性四名を現行犯逮捕いたしました。

また、捜索により、それぞれの場所から薬品様の物品を含め相当量のものを押収いたしております。

すが、それらにつきましましては、現在分析検討中のところであります。

なお、犯行に使用した車両の捜査等から犯人の一名と思料される者が特定できたため、三月二十二日、被害者の早期救出という観点も含めて、全国に手配をいたしたところでございます。

今回のオウム真理教に対する捜査は、公証役場事務長に対する逮捕監禁事件に端を発したものであります。捜索場所その他の被害者が監禁されていたことや、各捜索場所に多量の薬品と思われる物品が存在していたことなどから、それらの背景等をも含め徹底してその全容解明に努めてまいり所存でございます。

○委員長(岩本久人君) 以上で報告の聴取は終わりました。

○委員長(岩本久人君) 次に、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。野中自治大臣。

○国務大臣(野中広務君) ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図る等のため、固定資産税及び都市計画税の特例措置並びに不動産取得税の非課税措置を講じる等の必要があります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、道府県民税について阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額を還付する等の措置を講じることとしたしております。その二は、事業税についての改正であります。

事業税につきましては、阪神・淡路大震災に伴い申告等の期限が延長された場合における中間申告納付の特例等を講じることとしたしております。

その三は、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、被災市街地復興土地地区整理事業に係る復興共同住宅区内の土地の共有持ち分等の取得について、非課税措置を講じることとしたしております。

その四は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

固定資産税及び都市計画税につきましては、阪神・淡路大震災により住宅が滅失・損壊した場合に、平成八年度分及び平成九年度分について、住宅が再建されるまでの間は、その敷地であった土地を住宅用地とみなして課税標準の特例措置等を適用するとともに、滅失・損壊した家屋及び償却資産の所有者等がこれにかわるものを平成十年一月一日までの間に取得した場合等に、三年度間二分の一を軽減する措置を講じることとしたしております。

以上が地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岩本久人君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜四津敏子君 地方税法についての質問に入ります前に、ただいま御報告いただきました今回のいわゆる地下鉄サリン事件についてお伺いいたします。

御報告でも触れられましたが、この事件は対象が不特定多数の無差別殺人とも言うべきものでありまして、大変理不尽きわまりない許しがたい事件であります。こうした事件は国民のだけれども対象になり得る可能性があるものでありまして、多

くの国民の方々が非常に不安感、また恐怖感を抱いておられます。今回の事件の早期解決とともに、このような事件が二度と起こらないように再発の防止に全力を挙げていただきたいと思っております。

その再発防止の対応策でございますが、先日の報道によりますと、政府としてはサリンに関する特別立法等を考えておられるというふうに聞いております。これは対応策の一例だと思いますが、警察庁としてはこの再発防止策として具体的にどのようなことを考えておられるのか、お示しいただきたいと思っております。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。

ただいま御指摘いただきましたように、今回の地下鉄における大量殺傷事件につきましては、社会一般に重大な不安を生じさせているということにかんがみまして、まず犯人あるいは犯人グループの早期検挙に向けた捜査活動を早急に徹底して実施をするということが第一でございますが、あわせて同種事案の再発防止のため、公共輸送機関や多数人の集まる場所を中心とした所要の警戒措置等を講ずるよう全国警察に指示をいたしているところでございます。

○浜四津敏子君 また、このような事件の再発防止に向けての国家公安委員長としての決意のほどを自治大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 本件は、先ほど来御報告を申し上げ、ただいま委員からも御指摘がございましたように、サリンによつて人を大量無差別的に殺傷するという事件が発生をしておるのでございます。社会一般に重大な不安を生じさせておるにもかかわらず、現在公共の危険を防止する観点からサリンやサリンの原料物質の所持等を取り締まる法規が残念ながら存在をしておらないところが現実であるのでございます。

そこで私は、今回このような極めて悪質な事犯であることにかんがみまして、国民に多大な不安を与えることから徹底した捜査を行い、早期に事件の解明を行いますとともに、これによつて生ず

る責任のすべては国家公安委員長たる私が負うことによりまして今後厳正かつ適正な事件処理が行われ、かつそれによって国民の不安を解消できるような國松警察庁長官にも要請をしたところでございます。

今後、先ほど申し上げましたように、法規が存在しておられない状況でございますので、サリンの所持等を含め、この取り締まりのための特別立法の検討をたぐいまる関係閣僚に要請をし、そして鋭意検討を進めておるところでございます。

○浜四津敏子君 それでは、地方税法の一部を改正する法律案について伺います。

前回の改正と今回の改正案は、不幸にも大震災によって家屋が滅失・損壊した方々にとりましては、十二分とは言えないにしても、大変いい施策ではないかと評価しております。

私はこの法案が出されてから一つ気になっていたことがありますが、質問させていただきます。阪神・淡路大震災以前の災害でも、規模こそ異なりますが、今回と同じような被害が出たものがございまして、その人たちへの救済について伺いたいと思っております。

例えば、平成六年十二月二十八日には三陸はるか沖地震がありました。また、平成五年七月十二日に発生して奥尻島で大被害を出した北海道南西沖地震がありました。また、さらにその三年前の平成二年十一月十七日、雲仙・普賢岳の噴火等があります。

この被害の状況でございますが、三陸はるか沖地震では、住居家屋の全壊が四十八棟、半壊三百七十八棟、一部損壊五千八百三棟、大変大きな被害になっております。また、北海道南西沖地震では、全壊が六百一棟、半壊四百八棟、一部損壊五千四百九十棟、その他床上浸水、床下浸水が多数出ています。また、雲仙・普賢岳噴火におきましては、火砕流、噴石あるいは火山れきによる被害、また土石流等によって多くの被害がありました。こうした被害で家も財産も失った方々にしてみれば、同じ天災、同じ災害ではなかったのかという

ふうに思います。こうした方々への救済もせめて今回の阪神・淡路大震災の場合と同じくらいにすべきではないか、こう思います。

ちなみに三陸はるか沖地震における政府の救済策は、災害救助法の適用がありまして、また災害弔慰金の支給、また災害援護資金の貸し付け、あるいは住宅関係融資等々がなされましたが、しかし地方税関係での救済策はなされておられません。また、北海道南西沖地震におきましても、一部税務上の措置、申告納付等の期限の延長等はなされたようだけれども、これも地方税関係については救済策はなされなかったように理解しております。こうした方々への救済策、救済内容は今回の阪神・淡路大震災における救済策とかなり違いがあるのではないかとこのように思います。

こうした方々にも今回の阪神・淡路大震災に対する救済と同程度の救済が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐野徹治君) 地方税関係におきましては、災害が発生いたしました場合には、この被災に對しましては条例に基づく減免により対応することができるとなっているわけでございます。

今回、阪神・淡路大震災につきまして特別の地方税法の改正法案を提案させていただきます。

その理由でございますけれども、今回の震災につきましましては、その被害が広範な地域にわたつておること、それからまた同時、大量、集中的に発生をした極めて甚大なものである、こういったことを考えますと、現行の諸制度が想定しておきます災害とは面的にも、また量的にも相当性格を異にするものではないかということがございまして、また、震災による影響は阪神・淡路の地域にとどまらず、我が国経済社会全体に関する問題となつておる、そういったことからこの救済なり復興のためには新たな対応が必要であると、そういった認識をいたしておるところでございます。今回の震災につきましては、全体の法制上の手

当てにつきましても特別に阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律といった法律が制定をされておまして、そしてこの法律に基づきまして阪神・淡路復興対策本部が設置されるなど、この地域の被災者に対しては既存の枠組みとは異なる対応が行われることとされておるわけでございます。

今回の改正法案はこういった全体の趣旨を税制の分野で具体的に措置をしようとするものでございまして、国税における対応とあわせて地方税における取り扱いにおきましても阪神・淡路大震災による被害に着目し措置をしたものでございまして、冒頭に申し上げましたように、地方税におきましては、地域の被災状況に応じてこれまでにも被災地方団体の条例によりまして個別に減免の対応が行われてきておることとございまして、御理解をいただければと思っております。

○浜四津敏子君 それでは、次に地域防災計画の見直しについて伺います。

今回の直下型地震を踏まえまして、平成七年二月六日付で、消防庁次長名で各都道府県知事に対して「地域防災計画に係る緊急点検の実施について」と題する通知が出されました。

現在の自治体の地域防災計画の多くは直下型地震を想定してありません。今回の消防庁からの通知は直下型地震を想定したものであります。各自治体は一斉に見直しを進めておると理解しております。

大体いつごろまでにまとめる予定になつておるか、またこの進捗状況につきまして御説明いただきたいと思っております。

○国務大臣(野中広務君) 委員がたぐいまる御指摘をいただきましたように、地域防災計画の見直しにつきましまして、消防庁次長名をもちまして先般、二月六日付で今般震災の甚大な被害と、そしてそれのさまたげを点検すべき内容を入れまして指導を通知したところでございます。

これを踏まえまして、現在各地方公共団体では

見直しに取り組んでおられるところでございます。短期的には一つは例えば職員員の動員配備あるいは通信施設の耐震性の確保、あるいは防火水槽の緊急整備等といった事項についてできるだけ早急に見直しを図る必要があると考えておるわけでございます。

また、地震の被害想定につきましては、地域の特性やあるいは災害の危険性を十分に把握した上で具体的な想定を行い、それに応じた予防及び応急対策計画を定める必要があると存じますので、現在消防庁では学識経験者や防災行政機関の職員から成る地震防災対策検討会を二班に分けてそれぞれ連日審議をいただいております。

できるだけ早く、四月中にその結論を得たいと思っております。四月中にその結論を得たいと思っております。四月中にその結論を得たいと思っております。四月中にその結論を得たいと思っております。

ほぼ四月中にその結論を得たいし、提言をいただきたいと存じておりますので、これがまとまりましたら、地方公共団体に対してできるだけ早くその見直しが行われるようにまた通知をし、指導してまいりたいと思っております。

○浜四津敏子君 また、報道によりますと、神戸市の各署に配備されている消防ポンプ車というのはわずかに基準の四四％に当たる六十四台にすぎない、この報道されました。また、職員も基準の七〇％以下と言われております。

現時点における全国の消防施設、また消防職員の基準と実態を明らかにしていただきたいと思っております。また、それに加えまして充足に向けての対策についても御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(滝裏君) 御指摘のように、神戸市の場合には、特に中心となるポンプ車の台数がかなり少ない、こういうような報道がされておるわけでございます。私も、やはり消防力の基本は何と云っても消防ポンプ自動車でございますので、これの充足というものがまず第一に考えるべ

きことではないだろうかというふうに住じておるわけでございます。

お尋ねいただきました全国の状況でございますけれども、消防ポンプ自動車の充足率は八八・七％、それから現有車両、ポンプ式自動車以外に救急車両でございますとかあるのははしご車とか、そういう全体としての車両に対してそれぞれ職員の名員を定めているわけでございますけれども、そういった現有車両に対する消防職員の充足率は七〇・六％、こういうような状況でございます。いずれにいたしましても、やはり今回の経験にかんがみれば、とにかく基本となるこの資機材のまづ充足というのを急がなければなりません。そういう意味で、例えば神戸市の場合には消防ポンプ自動車の充足が何よりも大事でございます。

それからまた、特に神戸市の場合には、今回消防団員は非常に活躍をさせていただいたのでございませうけれども、消火に当たる場合のポンプ車あるいは動力ポンプがどうも町場の方の消防団には欠けていたとか、救急救助の方では大変活躍していただいたのでございませうけれども、消火となるとどうもその辺が弱かった、そういうような問題がございませうのですから、消防本部が使用いたします消防ポンプ自動車あるいは消防団にも消火用のポンプあるいは救助用の資機材、こういうようなものをなるべく速やかに配備する、こういうことが大きな課題だというふうに住じておりますし、神戸市の方もそういうような観点から急いでいるような状況でございます。

それからもう一つは、これは今回の反省でございますけれども、やはり震災の場合には消火栓に頼るといことは困難であるということでございますので、当然のことながらそういう観点からの防火水槽の整備というのは、神戸市の場合にも急がれるわけでございますけれども、やはり全国的にもこういう点について点検を進め、それなりはそういう観点から、今回、地域防災計画の見直しにあわせて、個々の消防当局に対しては

急の点検を進めるようにしてまいりたいと存じておるわけでございます。

○浜四津敏子君 先ほどもお話ししました本年二月六日付の消防庁次長名義の通知でございますが、その中に緊急に点検すべき事項として「防災施設の整備について」、こういう項目が挙げられております。その中には「避難施設、水利施設、通信施設等の防災施設整備が被害想定に対応できるものであること。また、これらの施設については耐震性が十分確保できているものであること。」という内容が書かれてございます。

例えば、地震の震度が六や七の場合と震度五の場合とでは被害の規模が極端に異なっております。震度六やあるいは七になりますと、水道管は破滅的な打撃を受けまして消火栓が使えなくなる。神戸でも今回消火栓が使えないところがありました。東京都は消火栓の全滅を前提に水槽の整備を進めております。現在、二三区だけで一万三千八百七十七の水槽が二百五十メートル置きに整備されております。また、神奈川県、そして静岡県でもこの消火栓の全滅を前提として整備を進めていると伺っております。

この地域防災計画に係る緊急点検の実施について、この中で示されているこの計画も消火栓の全滅を前提としているんじゃないか、あるいはどの程度のことを前提としての計画を意味しておられるんでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 委員がただいま御指摘いただきましたように、今次阪神・淡路大震災におきましてはほとんど消火栓が機能しなくて全滅をしたという状況にかんがみまして、消火栓以外の消火用水を確保することが今回の地震災害の大きな教訓となったのでございます。御指摘のように、二月六日付の消防庁次長通達におきましても、防火水槽や地域の実情に応じた海水、あるいはため池、河川等の自然水利をも含めまして、多様な消火水利を確保するように指示をいたしましたところでございます。

今御指摘ございましたように、東京都、神奈川県及び静岡県等におきましては、大地震における断水等による消火栓の機能低下に対応するための防火水槽等の整備が行われておるところでございます。

私どももこのようなことを十分参考にいたしまして、今後とも多様な消火水利の確保について地方公共団体を指導してまいり所存でございます。

○浜四津敏子君 今回の大災害は、消火栓が全滅して手が回らなかつた、「延焼招いた想定外」、こういう記事にもなっております。

また、神戸市内の火災現場で調査を続けておられる神戸大学教授の室崎教授が、これは新聞紙上でございますが、「大地震の場合、消火力は必ず不足する。火災を消火だけの問題にせず、川を掘り下げて自然水を消火に使えるようにしたり、住宅の自動消火装置を普及させるなど、事前にできる対策は何でも講じておくぐらいの気構えが必要だ」、こういう提言をされております。

いずれにしても、こうした被害を事前に食い止めることができるかと考えられる措置は、この教授がおっしゃっておられるように、何でも全力で講じていただきたい、またこちらにも取り組ませていただきたい、こう思います。

次に、二月二十八日のこの地行委員会でも質問させていただきましたが、自治省は平成七年度においても引き続き地方税の減免措置を講じることと決定したと伝えられたが、具体的にどの程度の減免措置になるのか、また税目として新たな減免措置が加わるのか、こういう質問をさせていただきました。それに対しては自治省の方から「今回の災害の広域性、甚大性にかんがみまして、基本的には平成七年度におきましても平成六年度に準じて減免を実施することが適当であると考えております。近く通知を発したいと考えております。」、こういう御回答をいただきました。

○政府委員(佐野徹治君) 今回の阪神・淡路大震災におきましては、平成六年度の分につきましては、従前から事務次官名での災害の基本通達

ございました。この基本通達に基づいて減免措置を講じる、このような通達を一月に出したところでございますけれども、今回の震災の広域性なり、被害の甚大性等にかんがみまして、平成七年度におきましても基本的には平成六年度に準じてこの災害の減免の次官通達を基準として減免を実施することが適当である、こういった旨の通知を去る三月九日に出しております。また、あわせて同日付、三月九日付でございますけれども、平成六年度及び平成七年度の不動産取得税及び事業所税の減免措置の取り扱いについての通知も行ったところでございます。

こういった通知等に基づきまして、それぞれの関係地方公共団体におかれましては適切な対応がなされるものと考えておる次第でございます。

○浜四津敏子君 今回の震災では、神戸では幅の広い道路やあるいは並木道あるいは公園で火災がとまっていたという事実がございませう。公園の整備あるいは緑の効用を生かした町づくり、災害に強い町づくりの必要性を痛感したわけでございます。今回の震災では二次災害とも言える火災によりまして多くの犠牲者を出したわけでございます。したがって、今後の阪神地区の復興に当たります。先ほどお話ししました公園の整備あるいは緑の効用等を生かした防災対策が求められる、こう思います。また、緑地、特に常緑広葉樹の火災に対する効用というのは、関東大震災直後に現在の林野庁に当たる山林局の研究者による調査でも指摘されていたというふうに住じております。

こうした観点からの幅広い、災害に強い町づくりについて自治省のお考えを伺えればと思っております。

○政府委員(滝実君) 御指摘ございましたように、関東大震災の際にも震災予防調査会が火災に関する報告書を残していただいております。それを拝見いたしますと、確かに常緑広葉樹が火災の延焼拡大に非常に効果があったということが写真入りでかなり記述されているわけでございます。

今回の神戸におきましてもほぼ同様な例があるわけでご覧になって、これは私ももちろん消防の立場から、やはり何と云ってもこういう同時多発というところを考えた場合には、広い道路、それから公園、あるいはそれに伴う常緑広葉樹、こういうような観点からの配慮がぜひ町づくりの中では必要だろうというふうにご覧になっておられる、この辺は、私ももちろん検討会を現在やっておりますけれども、その中にも町づくりの専門家に出席していただいておりますので、そういう意味での意見も当然出てくるだろうというふうにご覧になっていただいております。

○浜四津敏子君 最後に、これは通告しておりますので、先日、最高裁判所が定住外国人の地方参政権を合憲とする判断を示しました。非常に画期的な判決であると評されております。

自治省としてこの最高裁の判断に対する御見解がございましたら、それをお伺いしたい。また、仮にこの最高裁の判断を具体化していくというお考えが御ありの場合には、どのようにそれを具体化されていくのか、お答えできる範囲で結構です。お答えいただければと思います。

○國務大臣(野中広務君) 先般、在日外国人の選挙権の付与につきまして最高裁判決が出されましたことは委員御指摘のとおりでございます。私も最高裁の判決を尊重しなければならぬ立場にあることは言をまたないでございます。この判決を厳密に受けとめてまいりたいと考えておるところでございます。

ただ、判決が求めておる選挙権を付与すべき外国人の範囲というものをどのように特定していくのか、あるいは定住外国人と地方公共団体とかかわりをどのように考えるのか、あるいは国政と地方公共団体とのあり方と選挙権付与との問題をどのように整合的に考えるのか、さまざまな検討課題があるわけでございます。今、与党プロジェクトにおいても御検討をいただいておりますようにございまして、私も自治省といたしまして、

今回の最高裁判決を受けて、そのあり方について法務省と協議をしながら検討を進めておるところでございます。

○浜四津敏子君 検討すべきことはたくさんあるかとは思いますが、最高裁でこうした合憲の判断がなされたのでありますから、一刻も早くそれを明文化した法律を規定する方向に向けて御努力をいただきたいと思っております。

○有働正治君 冒頭の報告との関連で一、二お尋ねします。

オウム真理教に関する捜索で押収された化学物質、その化学物質から見ました場合に、サリンが製造できる可能性があるというふうにご覧になって見えておられるかどうか、またそのことも念頭に置いて分析あるいは捜索されるのはいかがでしょうか、その点をお答えください。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。今回、拉致事件の被害者の救出、被疑者の発見、証拠物の発見等のために捜索をいたしましたのは先ほど御説明いたしたとおりでございます。その捜索において多数の薬品類等を押収いたしております。この薬品類等につきましては、現在警視庁において整理をし、まだ一部は運搬できなくて現地に保管をしているものもございますけれども、そういうものも含めて整理分析を始めたところでございます。この詳細な内容及びそれらの薬品類をどういふふうにご覧になっておられるかは現時点ではお答えすることができない段階でございます。御理解を賜りたいと思っております。

○有働正治君 サリンとの関係も念頭に置いて今後分析するかどうか、そこら辺はどうですか。

○政府委員(垣見隆君) ただいま申し上げましたように、それらの薬品類等の整理分析が行われた段階では、それらがまたどういふ目的で何のために所持、保管をされたか等につきましましては、当然のことながら調査をし、また捜査をしておりますことと存じます。

○有働正治君 それから、地下鉄サリン事件の捜

査いかによっては、今回のオウム真理教捜査との関連、可能性はどうか、あらゆる可能性の一つに今回のオウム真理教の捜査の関係者等も念頭にあるのはいかがでしょうか、その点は。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。警察におきましては、各種の犯罪容疑情報がございます。また得られた証拠に基づいて、違法行為があれば厳正に対処するという考えで活動をいたしております。御案内のように、品川区内における公証

役場に御勤務の飯谷さんの拉致監禁事件につきまして捜査を進めておりました。その過程でオウム真理教の関係者が明瞭になりましたことからオウム真理教関係施設の実地したところでございます。

その捜索の過程でいろいろな薬品類等が押収されたことは、先ほど御指摘もいただき、また御答弁申し上げたわけでございますけれども、当然のことながら捜査の過程ではそれらを分析整理をして、必要な調査なり捜査をしていくわけでございます。

それから、その事件と他の事件との関連につきましては、現在私どもとして確たる御返答を申し上げる段階には至っておりません。御理解をいただきたいと思います。

○有働正治君 重大事件であります。厳正に早期に解決を求めておきます。あらゆる可能性を的確に対応していただきたいということだけ述べて、法案に関する質問を行います。

阪神・淡路大震災を受けた病院の対策の問題であります。

今回の大震災で各地の病院がストップ、あるいは手術もできない状況に追い込まれるなど、大打撃を受けたことは御承知のとおりです。改めて病院など医療機関の抜本的震災対策が要求されているわけで、全国の地方自治体の重要な課題ともなっているわけでありまして、今時間の関係で大臣にお尋ねしますが、

の自治体病院の震災対策、それから医療機関に優先的に水を回す体制をとってほしい、この点、兵庫県医師会の瀬尾会長さんなども強く要望されているところがあります。そういう関係者からの要望に自治大臣として積極的に対応していただきたいということですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(野中広務君) 御指摘のように、今回の阪神・淡路大震災におきましては、公立病院等におきまして給水タンクの被害等、さまざまな問題が生じたことと私も承知をしております。

ただいま御指摘のような非常事態に対応できるように、今後厚生省初め関係省庁と連携をとり、適切な対応ができるように行なってまいりたいと思っております。

○有働正治君 関連して、自治体病院の赤字対策の問題について一、二お尋ねしておきます。厚生省に聞きますけれども、自治体病院の経営が非常に厳しい状況にあることは御承知のとおりです。その病院経営、赤字がふえる要因の一つに消費税の問題があると私は認識しているわけでありまして、厚生省として病院経営上とのかわり消費税がどういふ状況にあるのか、どう認識されておられるのか。

それと、対策として本来医薬品等は非課税に私はずべきであると考えておられます。現行制度からいっても、少なくとも消費税の全額を社会保険診療報酬の点数に加えて、自治体病院の経営が原価割れにならないよう適正化を図るべきだと思っております。この二点について簡潔にお答えいただけますか。

○説明員(下田智久君) 社会保険診療報酬は御指摘のように非課税でございますが、保健医療機関が購入いたします医薬品あるいは医療材料等につきましては消費税が課税をされますので、それに従って価格が上昇するということとなります。消費税分を円滑かつ適正に転嫁できますよう、消費税の導入にあわせまして平成元年に診療報酬の改定を行ったところでございます。

具体的には、消費税導入当時の仕入れ物品の価格の動向等を踏まえ、薬価基準につきましては薬価ベースで二・四％、これを医療費ベースに直しますと〇・六五％になります、そのほか診療報酬につきましては〇・一一％、合わせまして医療費ベースで〇・七六％の引き上げを行ったところでございます。

その後におきまして四回の改定を行っており、すけれども、薬価基準につきましては、薬価調査におきまして医療機関に納入される価格を消費税抜きの実勢価格として調査いたしまして、その上で消費税分を上乗せしたものを新薬価ということといたしております、消費税を織り込んだ薬価設定を行っております。

また、そのほか診療報酬におきましては……
○有働正治君 簡単にいいですから、事情は知っていますから、今後どうするかという問題。
○説明員(下田智久君) 医療経済実態調査を踏まえまして、消費税分を含めた医療費用、支出を勘案して対策を講じておるといったところでございます。

○有働正治君 私、幾つかの自治体病院の経営状況を現場にも出かけて直接話も聞いて調べました。例えば、五百床規模の東京青梅市の青梅市立病院では年間購入費、これは建設工事費を含むわけでありまして、三十七億円、平成五年度、その三％が消費税と見られ、消費税は約一億円にも上っています。青梅市立病院の赤字は年間約一億七千万円と言われ、消費税が戻つてくれれば赤字の大部分が補てんされるということを描き、関係者は強くその改善を求めておられました。

熊本市の熊本市市民病院では消費税負担が年間一億六千八百万円と言われています。この熊本市市民病院、五百八十床、毎年三、四億円の黒字でしたけれども、平成二年度から赤字となつて、年二、三億の赤字であります。この二、三億の赤字のうち一億六千万円が消費税負担相当分と言われるわけでありまして。

ほかの幾つかの県の調査によりますと、鳥根県

立中央病院の課税仕入れにかかる支払い消費税は平成五年度で一億一千四百万円、鳥取県鳥取市立病院でも平成五年度分だけで一億七千九百万円、このように試算されて、大きな負担になって経営の大きな赤字の要因で、その是正が求められていると。

そこで、自治大臣にお尋ねいたします。
全国の自治体病院開設者協議会から私も要望書を受け取りました。政府にも当然のことながら要望書が出されているわけでありまして、その要望項目の中で特に消費税の全額を社会保険診療報酬の点数に加え原価割れにならないよう適正化すること、このことを強く訴えられているわけでありまして。

大臣も自治体病院の深刻な状況等は十分御承知のとおりでございます。その点での今後の改善を強く要望に沿つて図っていただきたい。この点についての御見解を、大臣、もう時間がなから簡単にいいです。

○政府委員(遠藤安彦君) 簡単にということですから私からお答えをさせていただきますと思えます。

社会保険診療については、御説のとおり、消費税が非課税とされているわけでありまして、けれども、仕入れ段階等には当然課税されているわけでありまして、この点について国において診療報酬を決定する際に適正に反映されている必要があるだろうというように私も考えております。今後とも、関係省庁において適切な対応がなされるものと考えておりますが、私どももそういった点に注意してまいりたいというように思っております。

○有働正治君 大臣、その点いかがですか。

○國務大臣(野中広務君) 今、財政局長から答弁を申し上げたとおりでございます。今後、診療報酬の点数の改定等が行われる際に検討をされるべきものだと関係省庁と適切に協議をしてまいりたいと思存いたします。

○有働正治君 次の問題として医療施設整備の補

助金制度の問題がありますけれども、自治体病院は地域の中核的な病院として重大な責務を負っておりまして、その中で高額な医療機器を購入して対応している状況にあります。しかし、それとても十分に対応できないという状況も私どもに強く訴えられているところであります。

時間がございますので、私、状況を述べますけれども、この点でもいろいろ調べてみました。青梅市立病院では、国の補助ががん用の機材でも三千万円までが補助対象でありまして、三千万円申請しても三分の一ということと一千万円しか出ない。これではエックス線エコーしか買えない。MRIは定価二億円、脳・心臓血管撮影装置は一億二千万、コバルトリニアックなど照射装置は三億円。これらを購入しても国からは一千万円しか補助されない。だからリースでやっている。リース料は年間二億五千万円払わざるを得ない。これが病院経営を苦しめている一つであると訴えておられました。

熊本市市民病院でも、定価五億円前後の医療機器を購入するのに国からは一千万円しか補助されず、起債で対応し、結局借金となつていまして。五年計画で二十億円の設備投資MRI、エックス線CT、血液分析装置、結石破砕装置などを行つたけれども、国からの補助はゼロだったと。

鳥根県の松江市立病院では、平成元年から三年でMRI(核磁気共鳴イメージング装置)、血管連続撮影装置(シネアンジオなど七億一千八百万円)ほど医療機器を購入したけれども、このうち国からはMRIに二千万円補助が出ただけだと言っております。

鳥取県鳥取市立病院でも、平成六年に購入した医療機器、六つの装置七億円のうち国庫補助金はMRIの一千万円のみだという状況であったわけでありまして。

そこで、大臣にお尋ねしますけれども、先ほど述べました全国の自治体病院開設者協議会の要望書の中でも、医療施設等の整備の助成費の充実強化という項目が挙げられて、強く改善が求められ

ているわけでありまして。厚生省など関係省庁とも協力して、現在の補助制度を見直して補助対象を広げる、あるいは補助率を上げる等々、今日の病院経営の状況をかんがみて、そしてまた自治体病院が中核医療機関としての役割が果たせるよう積極的に御検討いただきたい、こういうことであると思いますが、いかがですか。

○政府委員(遠藤安彦君) 大臣のお答えの前にちよつと事務的なことをお答えさせていただきますと思ひます。

自治体立の病院の場合、高度医療機器の購入につきましては国庫補助のある場合もありません。場合によっては国庫補助がない場合においても残りの部分については地方交付税に充てまして、その元利償還については地方交付税に算入をいたしております。一般会計から病院の特別会計に繰り出しをさせていただくという制度になっておりますので、補助金以外の部分については一般会計から適切な対応がなされているというように私どもは認識をいたしております。

○國務大臣(野中広務君) 公立病院は、委員御指摘のように、地域全体の医療を質的にも量的にもカバーするものでございます。それだけに、中心的な役割を担いますとともに、民間医療施設が進出しにくい僻地、離島、こういうところの医療もまた担つておるところでございます。それだけに非常に採算性に問題があることは私どももよく承知をしております。

ただいま、高度医療器具の購入を含めまして、この自治体病院の経営のあり方につきましては、今後とも公立病院の大きな使命を踏まえながら、国庫補助金、地方債、地方交付税等の所要の措置を、財政局長が答弁いたしましたように、講ずることによつて十分その確保が図られるよう一層の努力をしてまいりたいと思存しております。

○有働正治君 終わります。

○西川潔君 よろしく願ひいたします。今回の地方税法の改正につきましては、被害者の状況の把握がある程度できた時点においての復

用して、その間に十分に住民と話し合つてある程度納得が得られたところで行うということでも、この点、建設省といいたしはどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○説明員(澤井英一君) 今回の土地区画整理事業などの都市計画決定は、いわば最も被災が集中した地域につきまして、そういった地域のできるだけ早く生活の再建を進めるといことが大事であるという判断のもとで、避難されている方はもちろんたくさんまだおられる状況でございますが、例えば避難先が市外であつてもその所在がわかつている方にはできるだけのお知らせをするというふうなことも含めてできるだけ周知措置を講じながら、また都市計画決定された今後の問題として、事業化が具体化していく段階で被災者の方々の生活再建などにきめ細かな対応をしていく、そのためのいろいろな特例措置も国の方でも用意をさせていただいてるわけでございますが、そういったことを活用しながらきめ細かに対応していく、こういうことを前提として今回の都市計画決定は行われたというふうに私も理解しております。

例えば、区画整理が都市計画決定されますと、土地の先行買収についての五千万控除というふうな特例、これも、現在御審議を賜つてるところでもございませぬけれども、可能になりましたら生活再建に非常に役立つと。それからまた、今後の問題として地区の整備方針などにつきましては、むしろ住民の方々の協議会で具体的に御検討いただき、そういうようなことも地元公共団体では考えておられて、いろいろなことを考えながら弾力的に対応していくという方針と聞いております。こういった公共団体の判断につきましては、私どもとしても十分理解できるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、引き続き住民の理解と協力をいたしながら円滑に町づくりが進むように私どもも万全の支援と的確な指導をしてまいります。

りたいて考えております。
○西川潔君 どうぞぜひとよろしく願ひたいと思います。

最後に大臣にお伺いしたいんですけれども、被災市街地復興特別措置法の第四条によりまして、国及び地方公共団体は、被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るための施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに住民の生活の安定及び福祉の向上等に配慮するとともに、地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならぬとございます。

一般的に、地方公共団体が行政を進める上におきまして、地域住民の理解と協力を得るための努力は大変大切なことであると思ひます。この点について最後に大臣に一言お伺いをして、終わりたいと思ひます。

○国務大臣(野中広務君) 委員御指摘のように、一般的な都市づくりはもちろんのこと、今回のような阪神・淡路大震災における物的、精神的にも多大の被害を受けられ、今日なお劣悪な状況に置かれておる皆さんの心情を察して、これからも関係住民の皆さんの意見もよく聞き、合意、理解をいただきながら事業を進めていくべきだと考えております。

○西川潔君 ありがとうございます。
終わります。
○委員長(岩本久人君) 他に御発言もないようです。質疑は結局したもの認めます。

これより討論に入ります。別に御意見もないようです。これより直ちに採決に入ります。
地方税法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。
(賛成者挙手)
○委員長(岩本久人君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議

ございませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岩本久人君) 御異議ないと認め、さよふ決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時四十四分散会

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、地方公務員の介護休暇及び育児休業中の所得保障等に関する請願(第三二八号)

第三二八号 平成七年三月七日受理
地方公務員の介護休暇及び育児休業中の所得保障等に関する請願
請願者 岡山市津島南二ノ七ノ四一ノ七〇
二 友延栄一 外七千九十二名

紹介議員 有働 正治君
国は地方自治体にも介護休暇制度を発足させようとして居るが、政府の指導により、従来、地方公務員の介護欠勤制度利用者に支給されていた共済組合の休業手当金が支給できなくなるといふ新たな問題が生じて居る。地方公務員が仕事と家庭を両立させ、働き続けるためには、所得保障を始めとする実効性のある介護休暇・育児休業制度の拡充が必要である。ついでに、次の事項について実現を図らるべし。

- 一、介護のための制度の名称いかんにかかわらず、制度利用者に対して、共済組合の短期給付より休業手当金を支給すること。共済組合短期給付給付率を持たない自治体についても同様の給付を行うこと。
- 二、育児休業の利用期間中に一時金の支給基準日が含まれる場合も、勤務期間に応じた一時金を支給すること。
- 三、現行育児休業法の教育職員、看護婦、保母などに対する育児休業給付の支給規定を存続させ、また育児休業法の無給規定を廃止すること。
- 四、健保適用の自治体等で新たに育児休業給付を

始める場合は、国庫負担などで立ち上がり資金を措置すること。
五、育児休業給付の実施主体共済短期給付等の経理・運営を民主化し、原資の活用は組合員の福利事業に限定すること。
六、国と自治体による財源負担を増加するため共済組合法改正等の方途を講ずること。

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十三条の六第三項中「第二十一号第二項及び第二十二号」を「第二十一号第二項」に改め、「第二十八号(平成七年法律第十四号)第十七条第二項」を加え、同条第四項中「第十六号第四項」の下に「若しくは被災市街地復興特別措置法第十四条第四項」を、「取得」の下に「又は同法第十五条第五項の規定により住宅若しくは住宅等取得した場合における当該住宅若しくは住宅等の取得」を加える。
附則第八条に次の二項を加える。

- 3 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第二十四条第一項及び第三項の規定により読み替へて適用される租税特別措置法第六十八条の二の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第六十八号の二」とあるのは、「第六十八号の二(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）」とする。

4 第五十三條第三項及び第三百二十一条の八第三項の規定は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三條の規定によつて法人税の還付を受けた法人について準用する。この場合において、第五十三條第三項及び第三百二十一条の八第三項中「開始した事業年度」とあるのは開始した事業年度「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三條第一項に規定する仮決算の中間申告書を提出した場合における同項に規定する中間期間を含む。」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三條第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第八十一条同法第四十五條において準用する場合を含む。」とあるのは「同条」と、「その超える損金の額」とあるのは「当該繰戻対象震災損失金額」と、「第五十七條」とあるのは「第五十七條又は第五十八條」と読み替へるものとする。

附則第八條の二の次に次の一条を加える。
（阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付）
第八條の三 平成七年一月十七日から阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第 号）の施行の日の前日までの間に同法附則第五條第一項各号に掲げる事実が生じたことにより、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益について第七十一条の十第二項の規定により徴収された利子割の額があり、かつ、当該事実が阪神・淡路大震災によつて被害を受けたことにより生じたものである場合において、当該徴収された利子割の額がある租税特別措置法第四條の二第二項に規定する勤労者が、政令で定めるところにより、同年九月三十日までに、当該徴収された利子割に係る第二十四條第八項に規定する営業所等所在地の道府県

知事に対し、当該徴収された利子割の額の還付を請求したときは、当該営業所等所在地の道府県は、第十七條、第十七條の二及び第十七條の四の規定の例によつて、当該徴収された利子割の額を還付し、又は当該勤労者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならぬ。この場合において、同条第一項中「次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日」とあるのは、「附則第八條の三の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日」とする。

附則第九條の三を附則第九條の四とし、附則第九條の二の次に次の一条を加える。
（阪神・淡路大震災に伴う申告等の期限の延長に係る中間申告納付等の特例）
第九條の三 阪神・淡路大震災に伴い第二十条の五の二の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、第七十二条の二十六第一項の規定による申告納付（以下本条において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の第七十二条の二十八第一項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合又は第七十二条の二十九第一項の規定による申告納付（以下本条において「清算事業年度予納申告納付」という。）に係る期限と当該清算事業年度予納申告納付に係る第七十二条の三十一第一項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、第七十二条の二十六第一項及び第七十二条の二十九第一項の規定にかかわらず、当該中間申告納付又は当該清算事業年度予納申告納付をすることを要しない。

附則第十六條の次に次の一条を加える。
（阪神・淡路大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例）
第十六條の二 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成七年度分の固定資産税について第三百四十九條の三の二の規定の適用を受けたもの

（以下第三項までにおいて「被災住宅用地」という。）のうち、平成八年度又は平成九年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地で平成七年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者が所有するものに対し課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を平成八年度又は平成九年度に係る賦課期日において同条第一項に規定する住宅用地（以下本項において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百八十四條を除く。）を適用する。

2 市町村長は、前項に規定する平成七年度に係る賦課期日における被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者が同項の規定の適用を受けようとする場合には、その者に、当該市町村の条例の定めるところにより、その旨を申告させることができる。

3 第三百四十三條第六項に規定する仮換地等（平成七年一月二日以後に使用し、又は収益することができるとなつたものに限る。）に対応する従前の土地が被災住宅用地である場合において、平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税について同項の規定により当該被災住宅用地につき土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者が第一項に規定する平成七年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者をもつて当該仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該仮換地等を被災住宅用地とみなして、前二項の

規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地で平成七年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「存する住居」とあるのは「住宅用地の上に存する住居」と、「平成七年度に係る賦課期日において存した住居」とあるのは「附則第十六條の二第二項に規定する被災住宅用地の上に平成七年度に係る賦課期日において存した住居」とする。

4 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者その他の政令で定める者が、平成七年一月十七日から平成十年一月一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九條の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する自治大臣又は道府県知事）が認める償却資産を取得し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日以後最初に固定資産税を課することとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となすべき価格の二分の一の額（第三百四十九條の三又は附則第十五條から第十五條の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

5 前項の規定の適用がある場合には、附則第十五條の四（前三條）とあるのは、「前三條又は附則第十六條の二（第四項）とする。」

6 市町村は、阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者その他の政令で定める者が、平成七年一月十七日から平成十年一月一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊し

た家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成七年一月十七日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下本項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋に係る固定資産税額（前条第四項を除く。）の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下本項において同じ。）又は都市計画税額のうち、本項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合には、本項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとす。

7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
附則第三十四条の二第一項中「本条」の下に、「次条」を加え、「次条」を附則第三十四条の三に改め、同条の次に次の一条を加える。
（阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例）
第三十四条の二の二 前条第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成七年十二月三十一日であるものに限る。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第七号から第十二号までに掲げる土地等の譲渡に該当するところが困難となつた場合で政令で定める場合にお

いて、平成八年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき自治省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を前条第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）
第二条 改正後の地方税法附則第十六条の二の規定は、平成八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。
（地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律の一部改正）
第三条 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。
附則第七條第七項中「三分の二」の下に「の額」を、「四分の三」の下に「の額（地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第 号）による改正後の地方税法附則第十六条の二第四項の規定の適用を受ける当該機械その他の設備にあつては、同項の規定により課税標準とされる額の四分の三の額）」を加える。
附則第九條第三項中「される額」の下に「当該事務所及び倉庫のうち地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第 号）による改正後の地方税法附則第十六条の二第四項の規定の適用を受けるものにあつては、同項の規定により課税標準とされる額）」を加える。

（地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四条 前条の規定による改正後の地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律附則第七條第七項及び第九條第三項から第五項までの規定は、平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は同日）
一、地方税法の一部を改正する法律案

平成七年四月五日印刷

平成七年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局